

当ツアーは3月下旬より販売しておりますが、このたび「GoToトラベルキャンペーン」対象として改めてご案内しております。

秋の山陽(姫路・龍野・赤穂) 紅葉名所めぐりの旅

紅葉 4日間

ツアーコード/JB6054S

出発日 **11月17日(火)**

■旅行代金(大人おひとり様)

2名様1室	1名様1室
148,800円	156,800円

- 添乗員同行(全行程)
- 食事/3朝食・4昼食・3夕食
- 募集人員/25名様(最少催行人員/15名様)
- 利用バス会社:山陽バス

ご宿泊ホテル

- 1日目/姫路市内:ダイワロイネットホテル姫路 洋室利用(バス・トイレ付)
- 2日目/赤穂温泉:赤穂パークホテル 洋室利用(バス・トイレ付)
- 3日目/岡山市内:三井ガーデンホテル岡山 洋室利用(バス・トイレ付)



日程	行程	食事
1	新千歳空港9:00~11:00発 → 神戸空港または伊丹空港 = 神戸【●須摩離宮公園植物園<60分>】=姫路【★●ロープウェイに乗り、書写山園教寺の紅葉<120分>】=姫路市内17:20頃【泊】	× 星 夕
2	姫路市内8:45頃=姫路【★●好古園●姫路城<2ヶ所180分>】==龍野【★●龍野公園紅葉谷・祭遠亭<80分>】==赤穂【●赤穂市立歴史博物館<60分>】=赤穂温泉17:00頃【泊】	朝 星 夕
3	赤穂温泉9:00頃=赤穂【●大石神社<30分>】●花岳寺<45分>○赤穂城跡<45分>○普門寺(国重要文化財十一面千手観世音菩薩坐像<30分>)=備前【★●特別史跡旧関谷小学校<60分>】=岡山市内17:00頃【泊】	朝 星 夕
4	岡山市内9:00頃==岡山【●夢二郷土美術館本館<60分>●後楽園<60分>○吉備津神社<70分>○備中高松城跡・城址公園資料館<60分>】=岡山空港 → (羽田空港乗り継ぎ) → 新千歳空港18:00~19:30着	朝 星 ×

※紅葉の状況に関しては気候条件によりご満足いただけない場合もあります。

旅のポイント
近畿西部から山陽にかけて紅葉の名所に立ち寄ります。例年、この時期に最盛期を迎え真っ赤に染まる紅葉の景色は感動です。紅葉が出迎える園教寺は姫路書写山にあり瀬戸内の景色も見渡すことができます。姫路・龍野・赤穂・岡山の歴史的建造物などもご覧いただき秋の旅をお楽しみ下さい。姫路・岡山では市内の郷土料理店で夕食をご用意しております。

給付額を差し引いた「お支払い実額」は下表の通りです。

客室利用人数	旅行代金	旅行代金への給付額	お支払い実額	地域共通クーポン(予定額)
1名様1室利用	156,800円	42,000円	114,800円	18,000円
2名様1室利用	148,800円	42,000円	106,800円	18,000円

※地域共通クーポンの付与予定額は18,000円ですが、9月1日時点ではクーポン付与開始時期や旅行先での利用対象施設が未定です。

【新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う

お客様へのお願い】

皆様に安心してご参加いただくために新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を実施しております。立ち寄り先においては、各機関のガイドラインに従ってご利用ください。

- ・ツアー出発時、検温にご協力いただきます。
- ・**37.5℃以上のお客様はご参加いただけません。**(お取り消しの場合は、規定の取消料を申し受けます)
- ・出発前に事前健康アンケートをお渡しいたします。ご旅行当日に提出をお願いします。
- ・マスク着用やうがい・手洗いをお願いします。

【GoToトラベルキャンペーンについて】

この旅行はGoToトラベル事業支援対象です。国からの給付額はお客様に対して支給されますが、当社及びGoToトラベル事務局は給付額をお客様に代わって受領(代理受領)致しますので、お客様は旅行代金に対する給付額を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けいたします。お客様は、当社及びGoToトラベル事務局による代理受領についてご了承のうえお申込みください。また、旅行代金に応じた地域共通クーポンを別途お渡ししますが、地域共通クーポンをお渡しできる時期が現在未定です(9月1日以降の当社が定める日以降にご出発の旅行が対象となりますが、別途、ホームページ等でご案内いたします)。

9月1日現在、東京都居住の方は当キャンペーンの対象外となります。また、今後感染状況によっては対象除外地域が増える場合がございます。

このパンフレットに記載するキャンペーン情報は2020年9月1日時点の観光庁発表情報に基づいています。今後内容が変更される場合があります。

バス座席は2席をお一人でご利用いただけます。乗車人数を制限して、極力密接状態にならないよう配慮します。

- 旅行代金は出発 21 日前に当たる日より前に、所定の方法でご入金をお願いします。
 - バス座席割りは、当社で決めさせていただきますので予めご了承ください。
 - 最少催行人員に満たず、旅行中止の場合は 14 日前までにご連絡いたします。
 - 車内禁煙にご協力をお願いいたします。
 - 出発日の 7 日前までに最終日程表をお渡しします。
- ※当日の緊急連絡先、宿泊先、集合場所・時刻を改めてご確認ください。

【新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う お客様へのお願い】

皆様に安心してご参加いただくために新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を実施しております。立ち寄り先においては、各機関のガイドラインに従ってご利用ください。

- ・ツアー出発時、検温にご協力いただきます。
- ・**37.5℃以上のお客様はご参加いただけません。**
(お取り消しの場合は、規定の取消料を申し受けます)
- ・出発前に事前健康アンケートをお渡しいたします。
ご旅行当日に提出をお願いします。
- ・マスク着用やうがい・手洗いをお願いします。
- ・ご旅行中は各利用機関のガイドラインに沿ってご利用ください。

お申込みのお客様へのご案内[要旨]

お申込みの際には必ず旅行条件書(全文)をお受けとりいただき、事前に内容をご確認の上お申込み下さい。

●募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社 道新サービスセンター 観光事業部(北海道札幌市中央区大通西3丁目 観光庁長官登録旅行業第2066号以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- (2) 電話、郵便、FAXその他の通信手段でお申込みの場合、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到着した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はFAXその他の通信手段でお申込みの場合、申込金のお支払後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到着したときに成立いたします。また、電話、郵便、FAXその他の通信手段でお申込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させるときは、右記●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件(1)の定めにより契約が成立します。
- (4) お申込金(おひとり様)

旅行代金 3万円未満 6,000円/6万円未満 12,000円

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって21日にあたる日(日帰りは11日目にあたる日)より前(お申し込みが実際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いいただきます。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、契約成立日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される時は、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行契約解除の日	取消料(おひとり様)	
旅行開始日前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行(夜行含む)
① 21日目に当たる日以前の解除	無料	11日目に当たる日以前は無料
② 20日目に当たる日以降の解除 (③～⑥を除く)	旅行代金の20%	10日目を以降20%
③ 7日目に当たる日以降の解除 (④～⑥を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
④ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑤ 旅行開始日の当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑥ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送期間の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻

【GoTo トラベルキャンペーンについて】

- ・このご旅行はGoTo トラベル事業支援対象です。国からの支援金はお客様に対して支給されますが、当社は、支援金をお客様に代わって受領(代理受領)致しますので、お客様は、旅行代金に対する支援金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けいたします。お客様は、当社による代理受領についてご了承のうえお申込みください。また、旅行代金に応じた地域共通クーポンを別途お渡ししますが、地域共通クーポンをお渡しできる時期が現在未定です(9月1日以降の当社が定める日以降にご出発の旅行が対象となりますが、詳細が決まり次第、ホームページ等で改めてご案内いたします)。
- ・8月12日現在、東京都居住の方は当キャンペーンの対象外となります。また、今後感染状況によっては対象除外地域が増える場合がございます。
- ・このパンフレットに記載するキャンペーン情報は2020年8月12日時点の観光庁発表情報に基づいています。今後内容が変更される場合があります。

しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません)

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社は、社又は受託旅行者が提携するクレジットカード会社(以下「会員」という)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります)

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到着したときに成立するものとします。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(ただし、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します)
- (3) 与信等の理由により会員の申し込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●特別補償

当社は当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

死亡補償金：1500万円・入院見舞金：2～20万円・通院見舞金：1～5万円
携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(ただし補償対象品1個あたり10万円を限度とします)

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険の加入についてはお申込店の販売員にお問い合わせ下さい。

●事故等のお申出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又はお申込店にご通知下さい。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

●個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年8月1日を基準としております。また旅行代金は2020年8月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しております。

お申し込みお問い合わせは

観光庁長官登録旅行業第2066号 JATA 正会員

道新観光

旅行企画・実施
株式会社 道新サービスセンター 観光事業部

TEL.011-241-6401

札幌市中央区大通西3丁目道新ビル1階道新プラザ内

営業時間/月～金/9:30～17:30、土・日・祝日は休み

総合旅行業務取扱管理者：小原 渉

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があればご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。